

令和5年度

北海道犯罪被害者等支援施策推進懇談会

議 事 録

日 時：2023年10月31日（火）午後3時30分開会
場 所：かでの2・7 10階 1050会議室

1. 開 会

○事務局（本田道民生活課長） それでは、定刻となりましたので、令和5年度北海道犯罪被害者等支援施策推進懇談会を始めさせていただきます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます北海道くらし安全局道民生活課長の本田と申します。よろしくお願いいたします。

2. 挨拶

○事務局（本田道民生活課長） まず初めに、くらし安全局長の佐藤から、開会に当たりまして挨拶を申し上げます。

○佐藤くらし安全局長 環境生活部くらし安全局長の佐藤でございます。

北海道犯罪被害者等支援施策推進懇談会の開会に当たりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

まず、大変お忙しい中をお集まりいただきまして、ありがとうございます。

既に皆様ご承知のことをまた申し上げることになるかもしれませんが、北海道では、平成16年の犯罪被害者等基本法の制定を踏まえまして、平成19年に北海道犯罪被害者等支援基本計画を策定いたしまして、その支援を総合的かつ計画的に推進するために、平成30年に条例を制定しております。現在は、令和3年3月に策定しました第4次の計画の下に、犯罪被害者等を社会全体で支えるために、関係機関の皆様と連携を取らせていただきながら、北海道被害者相談室や、SACRACHなどの運営をはじめといたしまして、損害回復、経済的支援、精神的、身体的被害の回復や防止など、様々な取組を進めております。

この懇談会では、基本計画に基づく施策の実施状況につきましてご説明をいたしまして、皆様からご意見をいただき、計画の効果的、効率的な推進を図っていくこととしております。

限られた時間ではございますが、ぜひ多くのご意見をいただきまして、意義のある会とさせていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

◎事務局連絡事項

○事務局（本田道民生活課長） それでは、議事に入ります前に、本日も出席の皆様をご紹介いたします。

皆様におかれましては、おのおのおの立場で犯罪被害者等支援に携わっておられます。

初めに、お1人ずつ自己紹介と今の関心事項等をいただきたいと思います。

こちらの高山室長から順番に時計回りでお声かけをさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、公益社団法人北海道家庭生活総合カウンセリングセンターの高山一枝室長です。

○北海道家庭生活総合カウンセリングセンター北海道被害者相談室(高山室長) 皆さん、

こんにちは。北海道被害者相談室の高山でございます。

私ども被害者相談室では、関係機関の皆様のご指導、ご支援によりまして、昨年度、今年度も、裁判所、検察庁、弁護士事務所等への付き添い支援や、被害者の方々の心のケアを安定的に支援実施しております。そしてまた、相談員のスキルアップ、相談員の養成講座も併せてやっております。このような中で被害者の方々への支援策の不十分さが、課題とし見えてきているところでもあります。

それは、被害者の方々への損害賠償です。例えば、精神疾患のある方からとか、経済的に弁済能力のない方から被害を受けた方の経済的困窮です。そここのところを何とかできないかというところ です。

各行政で経済的な支援策がいろいろありますけれども、それは罪状が限られています。最近、傷害事件の被害者の方で、その加害者には、弁済能力はなく損害賠償は支払われていません。被害者は被害を受けたことでPTSDを発症し、現在も通院しているのですが、医療費の困窮という問題がありまして、行政の支援策をいろいろ調べたのですが、結局どこも該当せず、全国被害者ネットワークで実施しておりますカウンセリング費用が受給できましたが、被害者は理不尽な思いをしています。罪状の枠を一度見直す等の被害者の状況に応じた支援を検討していただければと思います。

○事務局（本田道民生活課長） 北海道交通事故被害者の会の前田敏章代表、お願いいたします。

○北海道交通事故被害者の会（前田代表） 前田です。

この懇談会には、被害者条例が検討された平成28年度から入れていただいておりますが、私は28年前に高校2年生の長女を奪われ、「被害者の視点に立った施策」を求めている、言わば権利主体の当事者です。

私たちの会は、今、高齢化していますが、その中でも、この支援の輪の中でつながって入会される方が絶えません。被害者が、なかなか声を発することもできない中で、私たちの会が、道警とか、道とか、関係機関の支援を受けて存続させてもらっている、その意義を最近も強く感じるところです。

皆さんにお配りしました会報の巻頭手記の標記ですが、一つは「60年たっても」ですし、もう一つは、「覚めない悪夢の中にいます」です。みんな同じような状態ですが、こういう支援の輪の広がりや深まり、それを本当に支えにして何とか日々生きているという現状ですので、今日もよろしくお願ひしたいと思います。

○事務局（本田道民生活課長） 北海道弁護士会連合会犯罪被害者支援委員会の山田廣委員長です。

○北海道弁護士会連合会犯罪被害者支援委員会（山田委員長） 先日の22日に、道新の朝刊の一面に、被害者支援「事故」除外という大きな見出しで記事が出ておりました。社会面でも事故被害者支援想定せずという記事が載っています。これは、主に条例の中身の問題点を指摘している内容ですけれども、そもそも、特化条例の制定数は、道内でまだ1

8市町村で、179分の18ですから、ほぼ10%ぐらいです。全国平均が35%ですから、道内の制定率は極めて低いと言わざるを得ない状況にあります。

そもそも条例制定数が少ないわけですから、これを何とかしなければならないということで、昨年、道弁連の大会でシンポジウムを開催しさらに、道内の市町村全てで特化条例を制定しようという決議を採択した次第です。

夏以降、徐々に増加し、今は18というところまで来ているのですが、後ほど被害者支援室の鈴木室長から説明があると思うのですがけれども、道警においても様々な努力をいただいております。

道弁連におきましても、委員が直接、市町村長に面談して制定をお願いするという活動を、今、展開しており、結果も出た市町村もあります。

これからも、この活動を支援室と一緒にあって、連携しながら継続していきたいと考えているところです。

中身の話をしますと、ほとんどの条例が故意犯を前提にしています。犯救法そのものが過失犯を除外しておりますので、それに倣ってつくったところが多いわけです。

ただ、知床事件を見ても分かりますように、過失による犯罪も何とかしなければならないという問題が、知床事件を契機に道民及び全国の被害者、被害者を支援する方々の頭にやっとインプットされてきたのではないかと考えているところです。

今後とも、道弁連としては、委員会を中心として、全道の市町村に条例をつくる、その活動に邁進してまいりたいと思いますので、ご理解のほどをよろしくお願い申し上げます。

ありがとうございました。

○事務局（本田道民生活課長） 一般社団法人北海道医師会の目黒順一常任理事です。よろしく願いいたします。

○北海道医師会（目黒常任理事） 常任理事の目黒でございます。

この懇談会には数回参加させていただいております。まだまだ勉強中というほうがふさわしいかと思っておりますけれども、もし医学的な面からお手伝いすることができればよろしいかなと思っております。

今日は、どうかよろしく願いいたします。

○事務局（本田道民生活課長） 北海道臨床心理士会の永江さやか常務理事です。

○北海道臨床心理士会（永江常務理事） 北海道臨床心理士会より参りました永江と申します。本年度より常任理事となりまして、こちらの会には初めて参加いたします。

本会の会員は、2017年に公認心理士制度が導入されてからさらに会員数が増えまして、現在950名ほどおります。皆、教育現場や医療、司法、福祉など、いろいろな分野に関わる職場であったり、開業の心理相談室といった多方面で心の支援に関わる業務にそれぞれ携わっております。

犯罪被害者への支援も同じく本会に求められる役割ではないかと思っております。本日は、北海道の犯罪被害者支援制度について私はあまりよく知らないというところが本音で

すので、たくさん学んでいきたいと思っております。学んだことを会に持ち帰りまして、会員の意識、知識を高めて、クライアントの心の支援につなげていけるよう話を伺えたらと思います。

よろしく願いいたします。

○事務局（本田道民生活課長） 札幌国際大学の鈴木憲治教授です。

○札幌国際大学（鈴木教授） 鈴木でございます。よろしく願いいたします。

私は、5年前に家庭裁判所の調査官を退職しまして、国際大学で教員として働いています。司法・犯罪心理学という授業を担当しております、その授業の一番最初に、学生たちに、自分たちが犯罪を犯してしまう可能性はあるかということと、自分たちが犯罪被害者になる可能性はあるかというアンケートを取っています。学生たちは、どちらも自分たちが関わるということを考えていないのです。ただ、成人年齢が引き下げられまして、彼らも自分で、気軽にと言っているのかどうか分かりませんが、契約ができることになって、犯罪被害に巻き込まれる可能性が高くなりましたし、長引くコロナの影響で経済的にも困窮しますと、SNSによって闇バイトと言われるようなものにも簡単に手を出しやすくなってしまっている現状を授業で話しますと、やっと自分たちの問題だという意識を持ってもらえるようになってきているというのが偽らざるところです。

5年たちまして、やっと授業で取り上げたことが成果として現われてきたのか、犯罪被害者対策室で働きたいということで、道警に就職した学生もぼつぼつと出てまいりました。

私としては、若いうちから、犯罪の加害者も被害者も決して自分たちとは別世界で生きているわけではないということを知覚して、そういった施策についても全く関わりがないということではなくて、やはり、大学生になったからには、しかも、成人年齢が下げられて大学生全員が成人ですので、大学にいても、社会人としての自覚をきちんと持って、加害者、被害者双方に自分たちが何らかの形で関わる可能性があるということをこれからも授業の中で彼らに示していきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○事務局（本田道民生活課長） 北海道町村会の三橋繁樹参事です。

○北海道町村会（三橋参事） 北海道町村会の三橋と申します。どうぞよろしく願いいたします。

昨年もこの会議に出席させていただきまして、そのときにも、道内自治体、道内町村の特化条例の制定率がかなり低いというお話をいただきまして、また、先ほども道弁連の委員長である山田様からもそのようなお話がありました。

実際に、犯罪被害に遭われた方の支援のスタートラインに条例整備があり、さらには、特化条例の整備などがあると思っております。少しでも町村の条例整備が進むように、関係機関の皆様のご意見を踏まえ、北海道と十分連携しながら、取り組めるところから取り組んでいきたいと思っております。

○事務局（本田道民生活課長） 北海道市長会の田畑聡文参事です。

○北海道市長会（田畑参事） 北海道市長会の田畑と申します。

この懇談会は、本日、私は初めての出席となります。

北海道市長会は、全道35市の首長で構成される機関でございまして、各自治体が抱えている地方自治に関する要望事項を取りまとめて、国及び北海道など関係機関に対して要望しているということを中心活動としてございます。

犯罪被害者支援に関わる要望としましては、特に、国が地方公共団体に対して導入の要請等を行っております見舞金の支給などについて、地域差が生じることのないよう、国としても、財源措置も含めて、市町村に対しても手厚い支援を求めている、そういった活動をしてございます。

ただ、先ほど弁護士連合会の山田先生からのお話にございましたとおり、条例制定率が低いという実態も踏まえて、今日は私は初めての参加でございますので、市長会というよりは、むしろ、一市民として、本日の懇談会で勉強をさせていただきたいと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（本田道民生活課長） 札幌高等検察庁の作山馨公安事務課長です。

○札幌高等検察庁犯罪被害者等支援対策室（作山公安事務課長） 札幌高等検察庁の作山でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

私は、本年4月に札幌に着任しまして、今回、初めて出席をさせていただくのですが、常日頃からここにご列席の皆様には、ご相談、ご協力等をいただいていると思っておりますが、今後もいろいろあると思っておりますので、変わらぬご協力をよろしくお願いいたします。

○事務局（本田道民生活課長） 北海道警察本部警務部警務課犯罪被害者支援室の鈴木将人室長です。

○北海道警察本部警務部警務課犯罪被害者支援室（鈴木室長） ただいまご紹介いただきました道警本部警務課犯罪被害者支援室長の鈴木と申します。

本年の4月から室長を務めさせていただいております。

これまで、主に刑事部門や被害者支援部門などで勤務してきまして、被害者支援に携わるのは、数年ぶりの3回目となります。

北海道においては、ご承知のとおり、平成19年3月に北海道犯罪被害者等基本計画を制定しておりますが、その1次計画の期間中に道警の被害者支援室で数年間勤務しておりました。その際、前田様をはじめ、被害者団体の皆様、北海道の皆様、カウンセリングセンターの皆様、それから、山田委員長をはじめとした被害者支援弁護士の方々など、多くの関係機関・団体の方々から、多くの助言、指導、アドバイスをいただきながら連携協力して、手探りで被害者支援に関する施策や制度の運用に微力ながら関わってまいりました。

また、第2次基本計画中には、警察庁犯罪被害者支援室に3年ほどおりました、全国の状況や実態を見る機会も多かったもので、そういった経験を踏まえて、北海道警察における

被害者支援、ひいては、北海道全体における被害者支援の充実に今後も微力ながら尽力したいと思っております。

本日は、よろしくお願いいたします。

○事務局（本田道民生活課長） それでは、皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、皆様にお配りいたしました資料の確認をさせていただきます。

まず、次第がございまして、出席者名簿、配席図、それから、資料1の基本計画推進状況（概要版）（案）、資料2の基本計画推進状況（案）です。資料はおそろいでしょうか。

3. 議 事

○事務局（本田道民生活課長） それでは、議事に入らせていただきます。

議事（1）の基本計画に基づく施策の推進状況について、事務局から説明させていただいた後、当計画では北海道警察本部の事業も多数位置づけられておりますので、本日出席いただいております鈴木室長からもご説明をお願いいたします。

それでは、初めに事務局からお願いいたします。

○事務局（黒田主幹） 北海道庁の道民生活課の黒田と申します。今日はどうぞよろしくお願いいたします。

詳しい内容につきましては、資料2に推進状況ということで取りまとめておりますが、その主なものということで、概要版の資料1に基づいてご説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、それぞれ重点課題からご説明をさせていただきますが、第1の総合的推進体制の整備の施策名の1、相談及び情報提供体制の充実ということで、（1）北海道被害者相談室の機能向上、各種情報の道民等への周知ということで、道の犯罪被害者の総合相談窓口の運営につきましては、皆様ご承知のとおり、北海道家庭生活総合カウンセリングセンターに委託して実施しているところです。

令和4年度の相談件数は1,137件となっております。

続きまして、（2）性犯罪、性暴力被害者への相談対応、情報提供の充実についてです。

道が設置している性暴力被害者支援センター北海道、通称SACRACHは、電話やメール、SNSを使って相談の受付をしております。一昨年からは、夜間、休日にも相談が可能な体制となっているところです。

続きまして、（4）の学校における相談体制、情報提供の充実についてです。

丸の一つ目、北海道いじめ問題対策連絡協議会などで施策や取組の協議を行っているほか、全道の1,307校にスクールカウンセラーを配置して、相談対応を行っているところです。

また、子ども相談支援センターでの相談や情報提供も実施しているところです。

2ページ目です。

（6）関係機関・団体等の連携による情報提供の充実についてです。

丸の三つ目の患者等による医療機関の選択の支援を行うため、医療機関の医療機能情報システムで紹介させていただき取組を行っております。

丸の五つ目ですけれども、弁護士会との連携ということで、札幌弁護士会の無料電話相談の周知のほか、道と共同して無料相談会を行うなどの取組を行っているところです。

施策名の2の支援充実のための人材育成（3）の職員等に対する研修の充実等についてですが、知事部局、道の警察本部、道の教育委員会の職員等を対象にした研修会を開催しております。また、市町村や関係団体で支援に携わる職員の方々にもご参加をいただいております。昨年度はオンライン開催を行いまして、参加者55名となっております。

この講座の講師として、本日お越しいただいている高山室長と鈴木教授にお願いしまして、ご協力をいただいたところです。どうもありがとうございます。

今年度、職員の研修は、11月17日に開催予定で各所にご案内をさせていただいております。

続きまして、（5）の誹謗中傷等を行わないための啓発活動の充実についてです。

インターネット利用の啓発活動や情報モラルに関する教育の充実ということで、インターネットを使うに当たって留意するよう呼びかけるポスターを昨年度に作成しまして、道内の中学校、高校などに合計1,300部を配布しているところです。

続きまして、次のページの3、市町村、民間団体への支援等につきまして、（8）の高齢者虐待の対応、支援の展開、虐待防止のための体制づくり等の研修として、市町村や地域包括支援センター、介護保険施設を対象にした研修会を実施しているところです。

（9）の障がい福祉サービス事業所への支援についてです。

障がい者虐待に関する専門人材の育成を目指し、障がい者虐待への対応や支援の展開、虐待防止のための体制づくりの研修会を実施しております。

昨年度はオンラインで実施しまして、障がい者福祉サービス事業者、医療、幼稚園、保育園関係者、特別支援教育関係者、合わせて3,070名のご参加をいただいているところです。

続きまして、重点課題第2、損害回復、経済的支援等への取組についてです。

施策名1の損害賠償の請求についての援助等というところで、（3）の自賠責保険支払いの適正化等の周知についてです。

北海道で設置しております交通事故相談所におきまして、自賠責保険に関する相談や制度の説明を行うリーフレットの配布などを行っております。昨年度の相談実績につきましては224件になっています。

4ページになります。

施策名の経済的負担軽減の（2）性犯罪、性暴力被害者の医療費の負担軽減についてです。

丸の一つ目、性犯罪被害者の医療経費の公費支出につきましては、道警で行っていますが、その下のポツの部分、道警の公費負担と同様の内容になるのですけれども、様々な事

情をお持ちで警察に相談できないような被害者の方々のセーフティネットとして、北海道でも道警と同じような性暴力被害の医療費の公費負担を実施しているところです。

続きまして、施策名3の居住の安定の(1)道営住宅等への優先入居等についてです。

道営住宅に入居していただくとき、犯罪被害者の方につきましては、一般のお申込みの方よりも当選率を引き上げる配慮をさせていただいております。

また、犯罪被害者等の入居を拒まない賃貸住宅では、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅登録制度を使って、令和4年度末で1万6,316戸の登録がされているところです。

なお、要配慮者の入居に当たっては、相談などがありますので、そういったことに対応するため、家賃の債務保証や賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供、生活支援などを行う法人として、昨年度、30法人を指定して相談等に当たっているところです。

続きまして、(2)被害直後及び中期的な居住場所の確保についてです。

丸の一つ目ですけれども、各児童相談所で一時保護などを行っているものの、それぞれの児童の実情に合わせて、児童福祉施設などで一時保護委託等を実施しております。また、女性相談援助センターでも一時保護等を行っております。夜間や休日のDVの相談対応ということで、委託で対応させていただいているところです。

次に、重点課題第3、精神的、身体的被害の回復、防止への取組です。

施策名1の保健医療、福祉サービスの提供について、(1)障がいを負われた人への支援ということで、交通事故による重度の後遺障がい者に対する医療費の充実等の周知ということで、独立行政法人自動車事故対策機構が行う重度後遺障がい者に対する介護料の支給等の制度といったものを、交通安全緑書や北海道のホームページを活用しながら紹介させていただいております。

次に、5ページです。

(2)の性犯罪、性暴力被害者への支援の丸の三つ目ですけれども、医療機関における性暴力被害者への対応体制の整備についてです。

先ほどもお話しさせていただきました北海道が設置しておりますSACRACHの協力病院の医療関係者を対象にした研修を実施して、支援の拡充をしております。

また、丸の四つ目になりますけれども、緊急避妊に係る診療が可能な産婦人科医療機関一覧を作成し公表することによって、各関係機関で情報共有を行って、相談対応に当たっております。

続きまして、(3)少年被害者への支援についてです。

児童相談所の夜間・休日における連絡体制の強化として、相談対応の充実のために一時保護協力員を配置し、時間の延長などに対応しております。

そのほか、児童家庭支援センターが全道8か所にございますけれども、そちらで地域の相談支援を行っているほか、市町村を対象とした児童虐待に対する専門研修を行っております。

続きまして、施策名2の安全の確保の(1)再被害の防止に向けた取組の推進について

です。

丸の五つ目になりますが、配偶者からの暴力、DV、人身取引及び児童虐待の被害者の保護等に関する関係機関による連絡会議等を実施しております。

また、丸の七つ目ですけれども、道教委の取組ということで、児童生徒の健全育成を図るため、学校教育指導や各種会議等を通して警察や児童相談所等の関係機関との連携の在り方について指導、助言等を行っているところです。

続きまして、(2)の配偶者からの暴力、児童虐待、高齢者虐待、障がい者虐待からの保護についてです。

一番下のところの黒いひし形のところをご覧いただきたいのですが、一時保護を適切に行っていくのはもちろんのこと、DV被害者の一時保護に当たっては、例えば、同伴する児童の保育支援や学習機会の確保、また、それぞれの児童の状況に応じた支援の充実、また、児童の保護が必要な場合は、児童相談所で一時保護を実施するなど、関係機関が連携して支援に当たっているところです。

6ページになります。

3の保護、捜査、公判等の過程における配慮等ということで、(1)職員等の研修の充実です。丸の一つ目は、先ほどご説明をさせていただきました。丸の二つ目は、民生委員に対する守秘義務の遵守などの職務上必要な知識を習得することを目的とした民生委員児童委員研修会を開催しております。

こちらは、新初任者研修で、集合型で1,743名、また、専門研修では、集合型動画配信を合わせて1,396名の出席をいただいているところです。

続きまして、重点課題の第4の刑事手続への関与拡充への取組ですけれども、施策名1、刑事に対する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等ということで、(1)日本司法支援センターとの連携と道民への周知についてですが、法テラスの犯罪被害者支援ダイヤルや地方事務所の連絡先を各種リーフレットや道のホームページで紹介するなど、連携を図っているところです。

7ページをご覧ください。

重点課題の第5の道民及び事業者の理解増進等です。

1の道民の理解の増進の(1)道民に対する普及啓発の推進ということで、まず、丸の一つ目になりますけれども、11月25日から12月1日の犯罪被害者週間に、被害者支援団体等の関係機関と連携した街頭キャンペーン、広報啓発活動を実施しております。

昨年度は、カウンセリングセンター、道警、検察庁、弁護士会の方々にもご出席をいただきまして、11月25日の北海道犯罪被害を考える日に啓発活動を実施しております。

そのほか、先ほども少しお話をさせていただきました北海道弁護士会連合会のご協力をいただきまして、無料相談会を開催しております。

こちらについては、函館、旭川、北見、釧路の4か所で相談対応をしていただき、周知につきましては、先日、カウンセリングセンターで開催いたしました講演会で参加者の

方々にチラシを初めて配布し、周知いたしました。

丸の最後になりますが、北海道犯罪被害者等支援フォーラムを、道警と連携して開催しておりまして、昨年度は12月1日に、オンライン開催で、83名が参加しました。

今年度は、11月末くらいかと思いますが、今、開催の検討を進めておりまして、近々、皆様方にご案内をさせていただく予定となっておりますので。

駆け足になりましたけれども、私からの説明は以上となります。

○事務局（本田道民生活課長） 続きまして、鈴木室長、よろしくお願ひいたします。

○北海道警察本部警務部警務課犯罪被害者支援室（鈴木室長） それでは、私から、北海道警察における第4次基本計画の推進状況について説明させていただきます。

第4次計画の中で、北海道警察が所管する施策は多くの項目がございまして、全部で66施策となっております。全ての推進状況を説明することは時間の関係で難しいので、黒田主幹と同様、この場では資料1の概要版に沿って説明させていただきまして、足りない部分は資料2の全体版の所管部課が警察本部と掲載されている項目を見ていただければと思います。

まず、資料1の1ページからご説明をいたします。

資料1の1ページ、重点課題の第1、総合的推進体制の整備の1、相談及び情報提供体制の充実についてです。

ここでは、(2)の下二つ、(3)(5)の上二つ、2ページに行きまして(6)の一番上が道警所管となりますが、例年と比較して、記載内容や施策の推進状況に大きな変更点はございません。

3点ご説明いたしますと、1ページに戻っていただきまして、(3)ここに命の大切さを学ぶ教室とありますが、この教室については全国警察で実施されており、施策開始から十数年を迎える歴史のある事業で、道警では法務省の人権啓発事業で予算づけしていただいて、毎年度実施しております。

この事業は、北海道交通事故被害者の会など犯罪被害者のご家族の方々にご協力をいただきまして、道内の中高生に対して、ご自身の体験や被害者支援の重要性、さらには命の大切さなどをテーマに中高校で講演をしていただきまして、ひいては、被害者を出さないまちづくりを目指すというものであります。

計画後段でも再掲されていますが、ここでは理解増進の取組として整理して掲載されております。

なお、この事業に関しては、警察庁において、聴講された学生による作文を募集しております。大切な命を守る全国作文コンクールが毎年度開催されておりまして、本年度は道内の中学生が国務大臣・国家公安委員長賞を受賞しております。

また、(5)の被害者への情報提供に記載されている被害者の手引やリーフレットという記載がございます。

これについて、現物で説明をさせていただきますと、犯罪被害者の手引というものがあ

りまして、こちらの白いほうは刑事事件の被害者の手引、青いほうは交通事件専用の被害者の手引で、一定の重大犯罪などの対象事件の被害者の方々に確実に必要な情報が提供されるというつくりとなっております。

そのほかにも、犯罪被害給付制度を教示しなければいけない人に配布する犯罪被害給付リーフレットというものがあります。また、交通事件・事故で特に必要がある人にはこういった交通事件・事故用のリーフレットもあり、刑事と交通ごとに、それぞれ2種類ずつありまして、これが制度に基づいて被害者に配布されるというものになります。

これらも毎年度見直しを図りながら作成しておりまして、現場における被害者支援で対象事件の被害者等に配布して、必要な情報を提供するように努めているところです。

続きまして、2ページの(6)の一番上、2点目の説明になりますが、被害者支援連絡協議会での講演及び情報発信についてです。

コロナ禍も明けて、本年度から完全対面式で元の形に戻して被害者支援連絡協議会を道警本部で開催しております。

本年度の講演では、7月6日に大阪、池田小学校児童殺傷事件の被害者家族の酒井肇様にご講演をいただきまして、多くの報道機関に取り上げていただくなどして、情報発信をしております。

なお、(6)の一番下に北海道交通事故被害者の会との連携というものがありますが、先ほど申し上げた命の大切さを学ぶ教室、さらには、命のパネル展の実施、また、警察学校によるおける講演依頼を会の方をお願いしまして、そういった形で様々な連携を図り、多くの協力をいただいているところです。

次に、2ページの2、支援充実のための人材育成についてですが、ここでは道警所管として、(1)(2)(8)(9)が該当いたします。内容については、推進状況に記載のとおりであります。

現場で最も早く被害者に接する警察としては、数多くある施策の中でも、日々発生する事件の支援対応、現場の生の支援対応が最も重要な業務と認識しております。そのため、当然、当室も重要事件では常日頃から出動していきまして、直に支援活動を行っております。そのほかにも、発生警察署への具体的な指示、助言を日々行っておりますが、被害者支援が必要な事案は非常に数多く発生しております。それらの現場で対応する多くの職員がおりますので、それらの職員に対する教養、つまり、ここに掲載の人材育成が警察において最も重要なものの一つと認識しておりまして、道警察では、相当数の教養を日々行っているところでもあります。

次に、3ページの3、市町村、民間団体への支援等についてですが、(1)から(4)が警察所管となります。

道内には、ご承知のとおり、公安委員会指定犯罪被害者等早期援助団体である北海道家庭生活総合カウンセリングセンターをはじめ、各方面にも民間の被害者支援団体が存在しております。これら団体に被害者支援法等に基づきまして基盤整備のための様々な取組や

協力を推進しております。

一例を申し上げますと、民間団体に対する業務委託もその一つですし、警察職員を対象としたホンデリングとか書き損じはがきの募集、募金等の協力依頼、さらには、寄附型被害者支援自動販売機の警察施設や民間施設への設置協力などを行っております。

また、(4) 犯罪被害者等早期援助団体に対する指導についてですけれども、これも法に基づきまして、カウンセリングセンターから事業計画や結果、収支計画や収支結果などの報告を毎年度当室を通じて公安委員会に行っているところであります。

こういった連携、協力をしつつ、時に助言や指導、研修への講師派遣などを行い、民間支援団体の基盤整備のための取組を推進しているところです。

なお、話が少し変わりますが、市町村との連携については、この道の計画のほかに、国の基本計画、さらに警察庁の計画、道警察の計画もありまして、国の計画、警察庁の計画、道警察の計画の中に地方公共団体における条例の制定等に関する協力という施策もありまして、それらに基づいて市町村との連携という位置づけで、道警察としては各警察署や方面本部が管内の市町村に対して条例の制定に関する情報提供、条例の制定に向けた検討、条例の施行状況の検証に資する協力を行っております。

その結果、現在では道内の市町村における被害者支援条例の制定に向けた取組が非常に活発化しております。

当室も警察署を通じて制定を目指している自治体から講演依頼を受けたり、アドバイスや協力を求める依頼を多数いただき、対応をしているところです。

今後も、山田先生をはじめ、弁護士会の犯罪被害者等支援委員会など関係機関・団体と連携して、知事部局とも連携して、この動きに全面的に協力していきたいと思っていますところです。

次に、3 ページから 4 ページにかけての重点課題、第 2 の損害回復、経済的支援への取組の 1 については、順に (2) (4)、2 の (1) から (5)、3 の (2) の一番下の丸、(3) が警察所管となっております。

3 ページの 1 については、記載内容をご確認いただければと思います。

3 ページから 4 ページにかけての 2、経済的負担の軽減、4 ページの 3、居住の安定では、警察で行う各種公費負担制度の推進状況が掲載されております。

例年どおり、これら制度がたくさんありますけれども、適切に制度運用を図っております、その実績値等を掲載しております。

特に、(5) のカウンセリング等心理療法の費用の負担軽減については、計画上で、4 次計画の上では新規ですが、道警察では平成 29 年度から運用しているもので、さらに、本年 4 月から適用範囲などを広げるなど、大幅に制度改正をしており、より充実した制度となっております。

次に、3 ページ下段、重点課題の第 3、精神的、身体的被害の回復、防止への取組についてですが、警察所管部分は 4 ページの下段 1、保健医療、福祉サービスの提供の (2)、

5ページの(3)の4個目の丸のカウンセリング、2の安全の確保の(1)(2)の上から丸四つ、三つ飛んで丸三つ、二つ飛んで丸の児童虐待の防止、6ページの(3)の個人情報保護の上の丸までになります。

4ページの下に戻ってください。

1の(2)性犯罪、性暴力被害者への支援の丸の一番上で、心理専門官によるカウンセリングの充実について掲載がありますが、当室には臨床心理士、公認心理師の資格を有する被害者支援カウンセラーが2名在籍しております。

生活安全部というところにも同様の資格を有する兼務者、これは被害者支援室の兼務になりますけれども、兼務者3名の計5名の心理専門官が配置されております。

普段は、当室の2名を中心に、殺人、交通死亡事件、性犯罪などの重大事案でのカウンセリング業務に当たっておりまして、必要に応じて医療機関やカウンセリングセンターへの橋渡しなども行っております。

その他の部分は、再被害防止関係であります。犯罪抑止などとの親和性が強い業務ですので、説明は省略させていただいて、資料2を後ほどご確認いただければと思います。

また、6ページに飛ばさせていただきます。

6ページの3、保護、捜査、公判等の過程における配慮等の(1)の最下段で、性犯罪捜査研修会と、その下の(2)(3)についても警察所管となります。

今、申し上げた性犯罪捜査研修会については、昨年度も性犯罪被害者を講師とした研修会を開催しておりまして、本年度も11月下旬に性犯罪被害者を招致しての研修会を主管部門で開催予定であります。

次に、6ページの重点課題の第4、刑事手続への関与拡充の取組の1の(2)から(7)についても道警所管となります。

この部分についても説明が重複するところがありますので、省略させていただきます。

なお、(3)の医療機関における性犯罪被害者からの証拠採取等の促進、いわゆる採取キットの整備状況については、これも4次計画の新規ではありますが、道警察としては平成26年から継続で実施してきているもので、国の計画では4次計画以前から掲載があったものでもあり、昨年度の懇談会でも詳細を説明しているものですので、省略させていただきます。

最後に、7ページの重点課題第5、道民及び事業者の理解増進等となります。

施策の1の(1)では、道民に対する普及啓発の促進の丸の一番上、民間被害者支援団体等と連携した街頭キャンペーン、丸の7番目、北海道犯罪被害者等支援フォーラムの開催について道と道警等の連携の所管となっております。先ほど、道から説明があったとおりであります。

(2)の中段以下から(3)にも道警所管の部分が幾つかありますが、冒頭のほうで説明した命の大切さを学ぶ教室の開催状況などが実績値とともに掲載されておりますので、ご覧ください。

ここをまとめてお話ししますと、道警では道民の理解増進、いわゆる広報啓発の取組については、毎年11月を最重要期間としておりますが、通年で各種行事やあらゆる媒体、機会を活用した広報啓発事業を全所属、全警察署で行っております。

また、ご承知のとおり、11月25日からの1週間は国の犯罪被害者支援の週間でありまして、11月25日は、先ほども道からありましたけれども、北海道犯罪被害者支援を考える日です。道警では、それと連動して、11月中を北海道警察の被害者支援広報重点期間と設定しております、毎年11月に道警が一丸となって啓発に取り組んでいるところであります。

今年度は、先ほど申しあげました7ページの(1)の一番上の丸に戻りますけれども、11月24日にカウンセリングセンターや道などの関係機関・団体と連携しまして、毎年度実施していた札幌駅での街頭啓発を今年度は、サッポロファクトリーに場所を変えまして、そこに道警音楽隊を招致するとともに、本年4月からコンサドーレ札幌のマスコットキャラクターのドーレ君を北海道警察広報大使に委嘱しておりますので、ドーレ君にもその場にお越しいただきまして、街頭キャンペーン等の啓発活動を大々的に行う予定です。ぜひ関係機関・団体の皆様のご協力、ご出席をよろしくお願ひしたいと思います。

駆け足でありましたが、道警察から計画の推進状況の報告は以上となります。

○事務局（本田道民生活課長） 鈴木室長、ありがとうございます。

それでは、今の事務局及び鈴木室長からの説明につきまして、ご質問、ご意見等がございましたらお願いいたします。

山田委員長、お願いいたします。

○北海道弁護士会連合会犯罪被害者支援委員会（山田委員長） 概要版の4ページの上に(2)性犯罪、性暴力被害者の医療費の負担軽減とありますけれども、道警が所管します性犯罪被害者の医療経費の公費支出と、その下の道が所管する性暴力被害者の医療費の公費支出とありますが、性犯罪被害者と性暴力被害者の違いはどこにあるかという点と、道の所管するところの性暴力被害者の医療費の公費支出の件数はいかほどに上っているか、教えていただきたいと思ひます。

○事務局（黒田主幹） まず、性暴力被害者と性犯罪被害者の違いについて、今、この場で確認できないことから、お答えすることができず申し訳ございません。

もう一つ、性暴力被害者の公費支出の件数というのは、公表されていないと聞いております。

○事務局（本田道民生活課長） S A C R A C Hの件数は公表されていないということです。

それから、性犯罪被害者と性暴力被害者の違いについては、後ほど担当に確認いたしまして、皆様と共有をさせていただきます。

○北海道警察本部警務部警務課犯罪被害者支援室（鈴木室長） 山田先生の求める質問に全部答えられるかどうか分からないのですが、概念的なものを説明すると、もとも

と警察などの行政機関で先に使っていた言葉は性犯罪被害者です。性犯罪被害者というのは、いわゆる刑法の性犯罪被害者、起訴されるかどうかとか、立件されるかどうかは別に、被害申告を受けるなどして警察で刑事事件としての捜査対象になった被害者のことを警察では言っております。

平成20年代に性犯罪ワンストップ支援センターが全国的に展開されるなど社会全体で性犯罪被害者支援の取組が進む中で被害申告ができない被害者や犯罪の構成要件該当性に検討が必要な被害者などを含めて性暴力という概念が出たのですけれども、警察が事件で取り扱う性犯罪被害者より性暴力被害者のほうが概念はちょっと広くて、犯罪とかそれに準ずる部分も含めて性暴力被害者と捉えていると承知しております。

これは正確ではないかもしれないので、事務局に調べていただいて山田先生に対するご回答などは、事務局にお任せしたいと思います。

○北海道弁護士会連合会犯罪被害者支援委員会（山田委員長） 数を公表しないという趣旨ですけれども、これは何か理由があるのでしょうか。

○事務局（黒田主幹） すみません。担当の部署に、SACRACHにおける相談件数について確認し、公表していないという回答でした。

この公費の部分も、基本的な情報というのは、被害を受けられた、相談を受けられた方のプライバシーにも関わってくるので、公表はしていないと聞いております。

いま一度、改めて確認させていただいて、皆様にご報告をさせていただきたいと思えます。先ほど、鈴木室長からもおっしゃっていただきましたけれども、改めて、性犯罪被害者と性暴力被害者の違いも確認して、ご報告をさせていただきたいと思えます。

○北海道弁護士会連合会犯罪被害者支援委員会(山田委員長) ありがとうございます。

○事務局（本田道民生活課長） その他、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。

それでは、鈴木先生、いかがでしょうか。

我々にご意見、ご示唆いただけるものがございましたら、いただきたいと思えます。

○札幌国際大学（鈴木教授） 恐らく、今、ジャニーズ事務所のニュースで、性被害、性暴力への関心が非常に高まっていると思うのです。私も、数字的なものが非公表になっているというのはどういったいきさつなのか、非常に気になっていました。多分、今、こういう状況ですと、今までは性被害と言ったときに、男性が被害者になるということがなかなか理解されにくい状況だったのですけれども、ジャニーズ事務所のニュースが報道されたことによって、そういったことも一般に知られるようになったと思うのです。

この表現がいいかどうか分かりませんが、いい機会といいますか、そういったことの理解を深められる機会だと思いますので、そういった数値的なところも、決して特殊なものではない、どうしても性の犯罪というのは、暗数がかかなり多くて、知られにくいところがありますので、この後、明確なルールがあれば非公表ということも非常に意味があると思うのですけれども、今の時期ですので、そういったところを慎重に検討させていただいて、被害に遭った方誰もが、私は被害に遭いましたということ自体、当たり前なことだ

と受け取れるような情報の発信の仕方がこれからは望まれるのではないかということ、今の議論を伺っていて感じました。

○事務局（本田道民生活課長） ありがとうございます。

その他、ご意見等はございますでしょうか。

高山室長、今、ジャニーズのお話とか、最近の相談の状況に変化があったとか、今の相談の傾向とか、我々が考えていかなければいけないお話はありますでしょうか。

○北海道家庭生活総合カウンセリングセンター北海道被害者相談室（高山室長） 性被害に関してですね。

○事務局（本田道民生活課長） 性被害だけでなくても結構です。

○北海道家庭生活総合カウンセリングセンター北海道被害者相談室（高山室長） 先ほども少し申し上げたのですが、行政の支援、札幌市、道の経済的支援策は罪種に、縛りがあるので、該当しない事件の被害者の方は経済的な支援が受けられない状況が出てきています。全国被害者支援ネットワークでは、被害者が生活に困窮している、例えば、引っ越し費用がない、病院代がない、カウンセリングを受けたくても費用がないということが明らかになれば、罪種に関係なく適用して支出しています。行政でも罪種にかかわらず、被害者の状況に見合った施策を考えていただければと思います。

○事務局（本田道民生活課長） ありがとうございます。

前田代表、何かご意見をいただければと思います。

○北海道交通事故被害者の会（前田代表） 性被害の話が出ましたが、私たち交通犯罪被害者にとっては、同じように、世間の無理解から大変苦しい目に遭っています。社会不信と人間不信の淵に沈むという表現をしますが、重大過失がありながら、アクシデントという言い方で犯罪とみなされない、そのことが、私たちにとって大変大きな、二次被害となります。最近入会された方も、ネットとかで新聞記事を見て、死んでよかったというようなことを言われたとか、嫌がらせを受けて、ストレスで胃腸炎になったなどの実例を、二つも三つも聞いております。数少ない入会者の中でもそういう現状なのです。ですから、隠れた被害の実態が本当に多くあるということをぜひご理解していただきたいと思います。今進められている全部救う取組をさらに広げ、深めていただきたいと思います。

○事務局（本田道民生活課長） ありがとうございます。

鈴木先生、お願いします。

○札幌国際大学（鈴木教授） 取組の中で、道警でやっていらっしゃる学校等における命の大切さを学ぶ教室ですが、私は冒頭のご挨拶でも申し上げたのですが、被害者になる、もしくは加害者になる、どちらも自分たちの身近な問題なのだ、要するに、違う世界で起きているということではない、そういったことをある程度早い段階で取り組んでいく、しかも、作文コンクールもやっていらして、いろいろ取組の仕方を変えて、若い世代の人たちに身近な問題として意識してもらえるというのは、その後、彼らが大人になったときに、それぞれの地域でどういう役割を果たすかというときに非常に大事になると思っ

ています。

それから、個人的に、いのちのパネル展というのは、言葉はちょっとおかしいかもしれませんが、非常に好きなのです。学生にも、必ず行くようにと言っています。数字で何人と言っていると、人が見えてこないのです。それは多いのか、少ないのかという関心でしかなくて、いのちのパネル展で、その方がどういう人生を送ってきたのか、もっともっとやりたいことがあったらどうに突然命が奪われたりというような、そういった、その人の人生を知るといことで、このいのちのパネル展というのは私としては意義のあるものだと思います。

こういったことは、若いうちから、かけがえのない命と言っても、言葉だとなかなか伝わりませんけれども、実際にその人がどういった人生を歩んできて、これからも人生が歩めたはずなのに、それが中断されてしまった、その悔しさ、ご本人も悔しいし、残された遺族の方も悔しい、無念だ、そういった思いを共有できる機会として、私はこれを学生にも勧めているのです。

今、コロナが収まりましたので、こういった機会を数多く設けてやっていく、しかも、若い世代にそれを浸透させていくことで、被害に対して無関心にならない社会が実現するのではないかと考えております。

○事務局（本田道民生活課長） ありがとうございます。

いのちのパネル展の活用につきましては、着目されるような形で考えていきたいと思えます。

○北海道交通事故被害者の会（前田代表） 「いのちのパネル展」は、私たちの会の会員が実行委員長を努めて立ち上げ、ずっと頑張っています。ここ数年、道や道警が、いのちのパネルの複写版をつくって、各地方で展示していただいております。大変励まされております。ぜひよろしく申し上げます。

○事務局（本田道民生活課長） ありがとうございます。

今、鈴木先生がお話しになった命の大切さを学ぶ教室は道警で実施されておりますけれども、実績を確認させていただいたところ、9,000人を超える中高生へのということで、道警の各署が犯罪被害者支援という形で積極的にやっていたということに改めて考えました。

山田先生、お願いいたします。

○北海道弁護士会連合会犯罪被害者支援委員会（山田委員長） ちょっと関連するのですが、犯罪被害者ご自身が道内の中学校とか高校を回られて、自分の被害の実情を訴えるとともに、命の尊厳を訴える。以前、西区信金殺害事件の被害者の生井さんがやられておりましたが、85歳になられて、ちょっと大変だと聞いています。私もパネル展に行きまして、確かにインパクトはありますけれども、そういう話をしてくれる被害者がいるのであれば、児童生徒らに直接語っていただけたら、生の声は非常にインパクトがあると思っています。できれば、そういう方がいれば、道警の支援の下に、学校に出向いてお話

をしていただければ幸いです。

○事務局（本田道民生活課長） 昨日確認させていただいたところでは、教室で被害者の当事者も道警と同行されてやる機会もありますね。

○北海道警察本部警務部警務課犯罪被害者支援室（鈴木室長） 7ページの下段、下から五つ目のところに実績値が書いていますけれども、被害者ご遺族による講演会43回というのがあります。

これは、ここにおられる北海道交通事故被害者の会の前田代表自らも行って、前田代表の数がすごく多くてご負担をかけているところですけども、時に随行もさせていただいて、会員の皆様にやっていただいております。

また、山田先生からお話があった信金殺人事件の被害者のご家族の生井さんも、今年度、1回、ご講演していただき、生井さんの話を聞いた中学生の子が、先ほど言った国務大臣賞を作文コンクールで受けております。

いずれにしろ、そういった声を届けられる人ということで、山田先生がおっしゃったとおり、警察でもビデオ、DVDを使ったり、警察職員が体験を間接的に話したりということもやっているのですが、やはり、被害者やそのご家族、ご遺族自身が自ら体験や、生の気持ちから訴えるご発言を聞いて、子どもたちは何かを感じ取ったり考えたりするほうが効果も高く、ひいては、被害者支援という概念がより広まったりするものと思います。また、先ほど鈴木先生が言ったとおり、若いうち、早いうちからやるのが一番いいということで、小学生だと、ちょっと早過ぎる部分があるので、基本は中高生を対象にやっております。

ちなみに、手前みそですが、北海道警の数は全国でも抜きん出て、先進県としていろいろなところから質疑とか照会があります。これもひとえに前田代表たちのご活躍があつてのことだと思っておりますので、この場をお借りしてお礼を申し上げたいと思います。

○北海道交通事故被害者の会（前田代表） 当会会員が担当する「命の大切さを学ぶ教室」など体験講話については、会報12ページの、会の日誌という囲みの欄に経過が全部ありますので、見ていただければありがたいです。

今、鈴木室長が言われましたが、私も、たくさんやらせていただいております。24年前から高校生への機会が与えられ基本計画で定められてからは、中学校でも始まって13年ぐらいになります。講話後の生徒の感想が本当に率直で、すばらしい言葉で、私たちはそれに励まされて何とか生きているという思いでおります。そのことも、ぜひご理解いただきたいと思います。

○事務局（本田道民生活課長） その他、ご意見はございますでしょうか。。

鈴木室長、先ほど特化条例の条例制定のお話をいただきましたけれども、市町村の関心が少し高まっているというか、幾つか相談もあるということですけども、今回、知床、斜里の3町が制定されたのは、知床の事故の影響もあつてということだと思うのですが、その他、道内でそういった条例を制定しようというふうに考えていただけるような

市町村というのは、経緯といいますか、背景といいますか、そういったものは何かありますでしょうか。我々からこういう働きかけの仕方をするとう制定の意向が出てくるということがもしあれば教えていただきたいのです。

○北海道警察本部警務部警務課犯罪被害者支援室（鈴木室長） 市町村条例につきましては、もともと全国の先進の市町村では、10数年前以上から制定の動きはありまして、ご承知のとおり、基本法の第5条に地方公共団体の責務とありまして、市町村も含めて必要な施策を講じることになっています。それに基づいて条例を制定するという動きは、ずっと昔から、基本法ができたときから、第5条の責務を達成するための根拠としてつくり始めている自治体が多数ありました。

北海道の歴史をご説明しますと、生活安全条例、いわゆる安心・安全条例がありますね。あれは、全179市町村にありますので、平成20年の初めぐらいは、その基本法ができたあとは、被害者支援を地方自治体もしなければならぬということで、生活安全条例の中に被害者支援の概念的な条項だけを盛り込む形で、いわゆる盛り込み条例のような形で改正する動きが道内の自治体に多く出てきて、全国でも北海道内に多くあるような生活安全条例への盛り込み条例と被害者支援に特化した単独条例が分かれていた経緯があります。

その後、第3次、第4次計画と進む中で、見舞金制度を含めた被害者支援に特化した条例があったほうが良いという基本計画のつくりの中で、警察も自治体と必要な連携協力をして、先進県から始まって、どんどん条例ができていったという形です。

山田先生がおっしゃったとおり、北海道の状況は、令和5年4月1日現在では15市町村ということで約8%と、全国と比較して低調であったのですが、先ほど説明したとおり、警察庁の計画にも、国の計画にも、それを受けた道警の計画の中にも、条例等を策定する地方公共団体にしっかり協力しなさいという計画のつくりになっていますので、64警察署がある中で、管内自治体の管轄を持っていますので、その自治体の方々と連携したり、勉強会を開いたりという形で進めており、被害者支援に意識を高く持って理解を示す自治体の皆様からは、条例制定のための協力を求める声も我々のところに聞こえて来ることが多くなっているところであります。

ただ、当然、条例は議会で議決されて決まるものなので、各自治体についても慎重に検討されているところと承知していますので、詳細な自治体名、その動きや数を申し上げることも差し控えますが、高い検討を始めているところは多数あると承知しています。

一方で、被害者支援というのは理解を受けにくい業務でもありますので、自治体によっては、なかなかご理解をいただけないところもありまして、連携協力やお声かけをする中でやはり出てくるのは、自治体の規模に関係なく、「知事部局とか振興局から何かしらの依頼とか文書も来ていない。」というご意見もございます。地方分権、地方自治がありますので、方法論には難しい面もあるかとは思いますが、協力依頼とか市町村が特化条例制定の検討に資する文書等があれば、動きやすいという市町村もございますので、知事部局と一生懸命やっていたらいてる弁護士会の犯罪被害者支援推進委員会と道警本部

と市町村とみんなで手を取り合って、社会全体で被害者支援をするための礎として、市町村にも条例があってほしいし、前に突き進むものがあつたほうがいいねという形で進んでいくべきかと思っています。

ついでに言えば、当然、その中には見舞金制度があつたほうが被害者のためになりますし、より中身の濃い被害者支援の特化条例ができていくためには、知事部局なり警察なり関係機関・団体が何らかの協力とか連携をしていかなければいけないと思っておりますので、ご協力いただければと思います。

○事務局（本田道民生活課長）　ありがとうございます。

今、おっしゃったように、法の趣旨を踏まえて、知事部局としてどのような形ができるのかということを考えさせていただきたいと思っております。

特化条例につきましては、道の事務局においても、課題であり、そこを増やしていくという意識を持っておりまして、この取組の中の1枚目の1の（1）のメールマガジンを月1回市町村等に配信しておりますが、その内容としましては、道内外の条例の制定の動きと、条例を制定したことによってどういう動きが生まれているかというところを特に重点的に発信しております。

そしてまた、2ページ目の研修、人材の育成のところですね。2の（3）ですが、これは職員等に関する研修ということですがけれども、市町村にもお声かけをして参加していただいております。

これも、先ほど説明しましたように11月17日を想定しておりますけれども、特に条例制定に関心を持っている市町村とか、そういったところにお声かけをし、それ以外の市町村にも積極的に犯罪被害者支援への関心を高めていくように、なるべく多くの市町村にも参加していただいて、法の趣旨や当事者のお声を伝えることによって道内を動かしていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

その他、ご意見等はございますでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○事務局（本田道民生活課長）　それでは、次に進めさせていただきます。

議事（2）のその他につきまして、皆様から連絡事項等がございましたらいただきたいと思っております。

（「なし」と発言する者あり）

○事務局（本田道民生活課長）　それでは、ご質問もないようですので、今回の計画の推進状況の案につきましては、このように取りまとめさせていただきまして、公表等をさせていただきます。

それから、本日の議事録につきましても、皆様にご確認をいただいた上で道のホームページに掲載していきたいと考えております。

本日皆様からいただきました貴重なご意見につきましては、担当部局にも共有いたしまして、今後の犯罪被害者等支援に積極的に推進につなげていきたいと考えております。

4. 閉 会

○事務局（本田道民生活課長） それでは、本日の会議は以上をもちまして終了させていただきます。

本日は、お忙しいところをお集まりいただきまして、誠にありがとうございました。

以 上